

学校マネジメントのあり方に関する提言の方向性について (長時間勤務の実態把握のあり方も含む。)

1 趣旨

- 県が実施している平成27年の在校時間調査の結果によると、小学校で10.8%、中学校で38.7%、高等学校で14.0%の教員が、正規の勤務時間以外で80時間を超えて在校している実態であり、教員は多忙を極めている状況である。
- 教員が健全な心身を保てないような状況の中では、質の高い学校教育を持続することは困難である。
- 教員の長時間労働という働き方を改善することは、決して教員だけの問題ではなく、地域の未来を支える子どもたちの健全な育成のために取り組むべき重要な喫緊の課題である。
- 県教育委員会、市町村教育委員会、学校が歩調を合わせ、児童生徒の保護者や、地域社会とも手を携えて、具体的な取組を着実に進めていく必要がある。

2 提言の方向性

(1) 教員の長時間勤務の実態把握について

【在校時間の把握について】

- 教員の在校時間を正確に把握することは、管理職が個々の教員の抱える課題を把握するという意味において、最初に位置づけるべき課題である。
- 教員の在校時間を正確に把握する手段として、ICカードなどの活用についても検討する必要があるが、設置者によって状況が異なるため、小・中学校で一斉に導入することは困難であることには留意する必要がある。
- 教員の在校時間の把握のために、教員に過重な負担をかけるようなことにならないように配慮することも必要である。

【管理職の対応について】

- 管理職には、在校時間が非常に長い教員に対しては、必要に応じて、教員から直接話を聞いて実情に応じた具体的な対策を実施することが求められる。

- 管理職は、教員に対して、自己申告を正確に行うことが、心身に不調が生じ勤務を継続することが困難となった場合に、自分自身の身を守ることに繋がるという理解を広げていくことが重要である。
- 教育委員会が学校訪問を行う際には、学校の開錠時間と施錠時間と、在校時間との記録との整合性を確認するとともに、管理職が在校時間の長い教員に対して、適切な対応をとっているかについての確認を行うことが求められる。

【教員の意識改革について】

- TALISの調査結果によると、20代の教員の業務時間が一番長く、年代が上がるにつれ業務時間が適正化していく傾向がある。業務の実態を正確に把握した上で、タイムマネジメント意識の啓発も含め、必要な対策を講ずる必要がある。
- 教員の業務には際限がないので、どこかで区切りをつけることも必要であり、時間の有効活用に対する個々の教員の意識化を図っていくことが重要である。

【明確な目標の設定について】

- 民間企業では、労使間で三六協定が結ばれている場合において、一か月の時間外労働が45時間を超えると、超過分の割増賃金率について労使間で協議することが義務付けられる。
- そうした状況を踏まえ、例えば、在校時間を45時間以内に抑えるといった明確な目標を設定し、達成状況を確認していくような取組が求められる。

(2) 学校マネジメントのあり方について

【目指す方向性について】

- 複雑化・多様化する課題が教員に集中し、献身的な教員の努力だけでは限界にきているので、授業等の教育指導に特化できるような学校現場の体制の実現を目指していくことが重要である。

【業務改善の進め方について】

- 学校は、児童生徒の育成に関わる教育目標とあわせて、自らの業務の改善に関わる目標を設定する必要がある。

- 業務改善に当たっては、「人」と「金」の問題を避けることはできないが、民間企業においても、限られた経営資源の中で、労使が一緒になって必死に考えて業務改善を進めている。
- 業務改善は、管理職のみでなく全教職員で取り組むべきことであり、自分たちの職場をどう改善していくのかについて、全教職員でしっかりと話し合い、具体的な取組を進めていく必要がある。

【教員配置及び教員の資質の向上について】

- 教員一人当たりの総業務量の比率を下げっていくためには、分子に当たる教員の業務の精選に向けた取組とともに、分母に当たる教職員定数を増やすか、教員の資質を向上するかのいずれかの取組が求められる。
- 小・中学校においては、担任授業時数の多さを考慮すると、マネジメントによる業務分担を適切に進めていくためにも、教職員定数基準の見直しを含め、教員の業務量に見合った人的配置を国に求めていくことが重要である。
- 特に、管理職と教員との間のクッションの役割を果たすことが期待される主幹教諭の配置の推進が求められる。
- 教員の資質の向上を図るためには、教員研修の更なる充実を図る必要がある。学校マネジメントに関する管理職に対する研修とともに、若い教員をサポートできるようなミドルリーダーの育成を図る研修の充実が求められる。

【事務職員や専門スタッフの活用、地域との連携の推進について】

- 教員がやるべき仕事、教員以外でできる仕事、教員と教員以外で協力して取り組む仕事を整理して、専門スタッフとの協力体制の構築を目指すとともに、地域との連携を図っていく必要がある。
- 事務職員の業務の効率化を図りつつ、学校の業務改善に資する取組である「事務の共同実施」を推進していくことが求められる。
- 地域との連携については、地域事情が大きく異なるため、全県一律の取組が必ずしも適切ではない場合も想定されることに留意する必要がある。

【教育委員会の役割について】

- 学校給食費などの会計業務は、学校ではなく教育委員会で管理していくような取組が求められる。
- 県内でも名古屋市を除いて千校を超える小・中学校があり、校長のマネジメントの水準の均一化を図っていくことも課題である。少なくとも、市町村単位では、同様の取組が行われるよう努めていくことが求められる。
- 愛知県小中学校校長会において、業務の軽減や平準化などについての学校の現状の取組を把握し、取組の方向性について検討を進めているので、そうした動きと歩調を合わせて、業務改善に向けた取組を進めていく必要がある。
- 小・中学校における具体的な取組については、設置者である市町村に委ねる部分が多いが、県教育委員会には、県全体の気運を盛り上げる役割が期待される。
- 教員が大きな負担を感じている国や教育委員会などから依頼される業務を極力減らし、校長に権限と責任を持たせて、具体的な取組について自分たちで考えることができるような体制を目指すことが求められる。

<以下については、今後の協議を踏まえ記載>

(3) 部活動のあり方について

※ 第5回PTにおいて検討し、第6回PTにおいて、記載予定。

(4) 取組のフォローアップ体制について

4 まとめ（特に重点的に取り組むべき対策について）

5 資料

- (1) 愛知県がこれまでに実施してきた教員の多忙化解消に向けた主な取組
- (2) 教員の多忙化解消プロジェクトチームの協議の経過
- (3) 教員の多忙化解消プロジェクトチーム設置要項